

グループ補助金に関する運用改善等について（お知らせ）

国からグループ補助金に関する運用改善案が示され、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

手続き中に運用が変わることで大変ご面倒をおかけしますが、必要な手続きにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 車両の装備品の取扱い

車両の入れ替えにより復旧を行う場合、被災した車両と新たに購入する車両の機能・性能の差が車両本体（排気量、出力、定員、積載重量等）によるものでなく、実装された装置等によるものであり、かつ価格を特定できる場合には、車両本体分（実装された装置等の価格を除いた額）について補助対象とします。

※ 実装された装置等とは、カーナビ、バックカメラ、ETCなどの装備品だけでなく、自動ブレーキ等の安全装置も含まれます。

2 車両の機能・性能の比較

車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない等の事情により一部の機能・性能が向上するケースであっても、「設備比較証明書」、カタログや同等性を説明する理由書により総合的に同程度の水準と判断されるものについては補助対象とします。

3 PCの機能・性能の比較

PCは機能・性能の向上スピードが早く、被災前と復旧に当たり新たに調達するものの機能・性能を示す数値等について同等性を求めることが必ずしも適切でない場合もあることから、市場における同等性も考慮して「設備比較証明書」において専門業者（メーカー・販売業者等）が同程度のものとされたものについては補助対象とします。

4 製品名・型番等が不明な設備の取扱い

被災設備の製品名・型番等が不明な場合には、「設備比較証明書」の被災設備の比較項目について分かる範囲（事業での使用に必要な能力など）で記載していただき、復旧設備については購入先等の専門業者に、それらに対応する項目について記入・証明いただいたものを提出してください。

なお、「設備比較証明書」の提出がどうしても困難な場合には、個別にご相談ください。

5 施設・設備の復旧に当たっての見積

経済性の観点から、原則、2者以上から見積書を取るようお願いしておりますが、緊急の調達が必要などの理由で見積書が1者の場合、「見積書不足理由申立書」の作成をお願いします。（様式は岡山県HPに掲載）

なお、1件の見積価格が10万円未満（税抜き）の取引については、「見積書不足理由申立書」の提出も不要とします。